

主として取り組む事項

- 平成23年度の木材利用の取組状況を的確に把握・分析し、解決すべき課題について検討を行う。
- 各省計画が未策定の各省各庁は、速やかにその策定を行う。
- 各省各庁は、各省計画に従って木造化等の公共建築物における木材の利用を推進する。
- 都道府県、市町村に対して方針の策定、木材の利用について積極的な働きかけを行う。
- 国、地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の整備主体に対し、木材の利用について積極的な働きかけを行う。
- 間伐材等の木材を使用した備品及び消耗品などの調達について、地方公共団体等に対し、積極的な調達に努めるよう働きかける。